

# 波瀬川における避難のあり方検討会(仮称) 設立について

## 【設立主旨】

平成24年7月における九州北部豪雨での被害を始め、近年大規模な洪水災害が増加している状況である。行政として迅速かつ適切に住民へ情報提供をするために、①避難勧告等の判断、②避難誘導のあり方、③住民の災害時の的確な避難行動を平時から具体的にイメージできるような情報提供のあり方について向上・強化が重要になっている。

雲出川水系波瀬川(津市一志町)は近年の出水でも避難勧告等を発令している現状を踏まえ、今回、検討のモデルケースとして様々な観点から議論し、情報提供のあり方などの向上・強化を図り、方向性を取りまとめる事を目的として「津市」と「三重河川国道事務所」で波瀬川における避難のあり方検討会（仮称）を設立するものである。

# 波瀬川における避難のあり方検討会（仮称）の規約（案）及び委員（案）

## 波瀬川における避難のあり方検討会（仮称） 規約 （案）

（名称）

第1条 本会は、「波瀬川における避難のあり方検討会（仮称）」（以下、「検討会」という。

（目的及び設置）

第2条 検討会は、波瀬川における洪水発生時の避難誘導のあり方や、住民の的確な避難行動のあり方などを様々な観点から議論し、情報提供の向上・強化を図り、方向性をとりまとめる事を目的とする。

（組織等）

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

2. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（会議）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は委員の互選によってこれを定める。

3. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

4. 検討会については、必要に応じて適宜開催するものとし、座長が招集する。

（情報公開）

第5条 検討会の会議、会議資料、議事録については、個人情報などに関わるものを除き、原則として公開とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、津市危機管理部防災室及び国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所調査第一課が行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、検討会で定めるものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

附則

（施行期日）この規約は、平成25年2月22日から施行する。

## 波瀬川における避難のあり方検討会（仮称） 委員名簿（案）

	氏名	所属	専門分野等
委員	葛葉 泰久	三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	河川工学
委員	川口 淳	三重大学大学院 工学研究科 准教授	地域防災
委員	三好 完治	平岩自治会長 (平岩自主防災会長)	
委員	友岡 精二	一志団地自治会長 (一志団地自主防災会長)	
委員	馬場 嘉信	田尻1自治会長 (田尻自主防災会長)	
委員	馬場 康雄	津市消防団一志方面団長	
委員	大西 春暢	三重県津県民センター所長	
委員	柳本 浩二	三重県津建設事務所長	
委員	酒井 英夫	津市危機管理部長	
委員	佐治 輝明	津市建設部長	
委員	山口 精彦	津市消防本部消防長	
委員	田端 稔	津市一志総合支所長	
委員	筒井 保博	三重河川国道事務所副所長	

（順不同・敬称略）

# 波瀬川における避難のあり方検討会(仮称)のスケジュール(案)

第1回 H25.2.22

## 【検討内容】

- 波瀬川の氾濫危険箇所及び浸水想定区域などの現状
- 避難勧告などの情報提供、避難誘導の現状

第2回 H25.3～4(予定)



## 【検討内容】

- 河川・防災情報を踏まえた波瀬川での避難誘導のあり方
- 地域住民が的確な避難行動できる情報提供のあり方

第3回 H25.4～5(予定)



## 【検討内容】

- 地域住民への説明のあり方
- 避難誘導・避難情報のあり方(最終案)